

# 一般社団法人鹿角青年会議所運営規定

## 第1章 目 的

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織運営等に関する事項を規定するものである。

## 第2章 役員の仕事

第2条 四会議所の役員は、定款に定める事項のほか、次の仕事を有する。

### 1 理事長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総括責任を持つ。
- (2) 公益社団法人日本青年会議所、地区協議会、ブロック協議会等に出席し、本会議所の有する票決権の行使および意見の発表を行う。

### 2 直前理事長

理事会に出席し意見を求められたときは、理事長経験を生かし、庶務、その他について必要な助言をする。

### 3 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整統一をし、本会議所の円滑な運営のため一体となって努力する。
- (2) 各々分掌の委員会を統括して活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整をはかる。

### 4 専務理事

理事長および副理事長と連絡を密にして、常に意見の統一調整をし、本会議所の円滑な運営、事務局の統括ならびに対外的な活動のため一体となって努力する。

### 5 理事

- (1) 理事は他の委員会構成員とともに、本会議所の目的達成のために事業を計画、検討実施する。
- (2) 理事のうち、委員長は各々分掌の委員会を統括して活発な活動をはかりその委員会の連絡調整をはかる。

### 6 監事

- (1) 監事は、本会議所の業務および財産状況を監査し、必要あるときは理事長に報告書を提出しなければならない。
- (2) 監事は、理事会の議決権を持たない直前理事長のみ兼務することができる。

## 第3章 出 席

第3条 正会員および準会員は、全ての会合において欠席、遅刻、早退する場合には、必ず届出ること。

- 2 正会員および準会員は、全ての会合に出席する際には、主催者が指定するドレスコードに合わせた服装を着用しなければならない。  
ドレスコードの詳細は日本青年会議所の定めた最新の内容を準用する。

#### 第4章 例会、定例理事会

第4条 例会は、原則として毎月1回開催する。

- 2 例会の運営については、少なくとも前月の理事会において承認を受けなければならない。

第5条 定例理事会は、原則として毎月1回開催する。

#### 第5章 事務局

第6条 事務局は、庶務、財務および渉外を処理する。

第7条 事務局には、事務局長、事務局次長を置くことができる。ただし、必要に応じて若干の事務局員を置くことができる。

- 2 事務局長、事務局次長は、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

第8条 当該年度職務分掌を参照し、職務を実行することとする。

#### 第6章 委員会

第9条 定款第42条の規定に基づき、理事会の承認を経て委員会を設置することができる。

第10条 委員会の構成は定款第49条の規定によるものとする。

第11条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を統括しなければならない。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

第12条 委員会は、委員長があらかじめ議題、日時、場所などを各委員に通知して招集するものとする。

第13条 委員会は、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。

第14条 委員会の会議の定足数は、構成員の過半数とする。

- 2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは委員長がこれを決する。

第15条 委員会は、必要と認めた場合には役員、準会員、特別会員、名誉会員、賛助会員および他の会員の出席を求めることができる。

第16条 当該年度職務分掌を参照し、職務を実行することとする。

## 第7章 褒 賞

第17条 本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、法人、団体および委員会に対して理事会の決定により行う。ただし、褒賞の方法等についてはその都度理事会で決定する。

## 細 則

第18条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

## 附 則

本規定は、1984年5月13日より施行する。

本規定は、1985年1月29日より一部改正する。

本規定は、1986年1月19日より一部改正する。

本規定は、1987年1月18日より一部改正する。

本規定は、1988年1月17日より一部改正する。

本規定は、1989年1月16日より一部改正する。

本規定は、1990年1月21日より一部改正する。

本規定は、1991年1月15日より一部改正する。

本規定は、1992年1月15日より一部改正する。

本規定は、1993年1月17日より一部改正する。

本規定は、1994年1月16日より一部改正する。

本規定は、1995年1月14日より一部改正する。

本規定は、1996年1月14日より一部改正する。

本規定は、1997年1月15日より一部改正する。

本規定は、1998年1月18日より一部改正する。

本規定は、1999年1月16日より一部改正する。

本規定は、2000年1月15日より一部改正する。

本規定は、2001年1月13日より一部改正する。

本規定は、2002年1月19日より一部改正する。

本規定は、2003年1月13日より一部改正する。

本規定は、2004年1月16日より一部改正する。

本規定は、2005年1月14日より一部改正する。

本規定は、2006年1月16日より一部改正する。

本規定は、2007年1月15日より一部改正する。

本規定は、2008年1月15日より一部改正する。

本規定は、2009年1月20日より一部改正する。

本規定は、2010年1月19日より一部改正する。

本規定は、2011年1月26日より一部改正する。

本規定は、2011年12月26日より一部改正する。

本規定は、2021年12月15日より一部改正する。

本規定は、2022年12月16日より一部改正する。

本規定は、2023年9月16日より一部改正する。

本規定は、2025年2月21日より一部改正する。